

## 令和7年度組織改正の概要について(最終報告)

令和7年度に向け、新たな市政運営の総合指針等の策定状況を踏まえながら、喫緊の課題の解決と、重要施策の推進に優先的に取り組むこと及び簡素で効率的な組織体制の確立を基本的視点として、次のとおり、組織改正を行います。

### 1 令和7年度組織改正の重点事項

#### (1) 経営的視点を持った持続的な行政運営基盤の確立を目的とした市長直轄組織の新設

行政経営の視点に立脚して、行政運営の最適化を図り、社会課題の解決に当たり様々な主体との共創を進め、合わせて積極的な歳入確保に取り組むなど、持続的な行政運営基盤の確立を図るため、市長直轄組織を新設します。

#### (2) 市民センターを中心とした地域づくりの取組強化

将来を見据えた地域づくりの取組をさらに強化するため、市民センターと公民館を一体化し、施設利用や地域業務と公民館業務の一体的な事務執行を行います。合わせて各市民センターにおいて福祉の困りごと等への相談・支援体制の整備を行うなど、地域福祉推進のための機能強化を図り、地域共生社会の地域づくりをより一層推進していきます。

#### (3) 子どもに関する相談支援体制の強化

子ども家庭課をこども家庭センターに改称し、子どもに関する相談支援機関としての役割を明確にした上で、健康医療部から子ども青少年部に母子保健事業を移管して新設する親子すこやか課と一体的に取組を進めることにより、こども家庭センターを中心とした子ども、妊産婦、子育て世帯に対する相談支援及び多機関連携を通じた包括的な支援体制の強化を図ります。

#### (4) 2050年カーボンニュートラルに向けた気候変動対策強化

2050年における温室効果ガス排出量の実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって進める脱炭素の取組を強力に推進する組織を新設します。

#### (5) 道路河川部及び下水道部の統合

全庁組織における簡素で効率的な組織体制の構築の観点に加え、将来を見据えた社会基盤等の持続可能な維持管理に向け、下水道部において先行して導入を進めている下水道(管路・施設)の官民連携手法について計画的に取り組む体制が一定整ったことを踏まえ、多種の施設を有する道路の維持管理においてもさらに手法の共有、研究を進めるため、下水道会計としての独立性を確保した上で、道路河川部及び下水道部を統合し、道路下水道部を新設します。

## 2 組織改正の主な内容

### (1) 議会局（議会事務局を改称）

### (2) 市長室（新設）

#### ア 秘書課（移管）

企画政策部から移管し、市長室の総務課とする。

#### イ 共創推進課（新設）

企画政策部企画政策課の企業・大学等との公民連携等の業務及び企画政策部デジタル推進室のスマートシティに係る業務を統合し、多様な主体との互惠関係による共創の推進により社会課題の解決を図る。

#### ウ 行政経営室（新設）

総務部行革内部統制推進室の行財政改革に係る業務及び財務部財政課のふるさと納税に係る業務を統合し、経営的視点により、成果に着目した事業選択、事業手法の最適化に取り組む。また、業務課題を抱えた職場とともに、伴走型による課題解決を図る。

### (3) 総務部

#### ア 行政総務課

行革内部統制推進室から内部統制業務を移管する。

#### イ 情報システム課（廃止及び移管）

企画政策部デジタル戦略課に移管する。

#### ウ 行革内部統制推進室（廃止及び移管）

市長室行政経営室に行財政改革に係る業務を移管し、行政総務課に内部統制業務を移管する。また、行政不服審査会の庶務に関する業務を市民自治部市民相談情報課に移管する。

### (4) 企画政策部

#### ア 企画政策課

企業・大学等との公民連携等の業務を市長室共創推進課に移管する。

#### イ 秘書課（移管）

市長室に移管する。

#### ウ デジタル推進室（廃止及び移管）

行政デジタル化業務をデジタル戦略課に移管する。また、スマートシティに係る業務を市長室共創推進課に移管する。

#### エ デジタル戦略課（新設）

総務部情報システム課の所管業務及びデジタル推進室の行政デジタル化業務を統合し、DXによる業務効率化やシステム最適化を戦略的に推進する。

(5) 財務部

ア 税制課 (廃止及び移管)

所管業務 (総務機能を除く。) を納税課に移管する。また、総務機能を財政課に移管する。

イ 納税課

税制課から所管業務 (総務機能を除く。) 及び市民税課から現年度分の個人市民税特別徴収の徴収及び収納業務を移管する。

ウ 市民税課

現年度分の個人市民税特別徴収の徴収及び収納業務を納税課に移管する。

エ 財政課

税制課から総務機能を移管し、ふるさと納税業務を市長室行政経営室に移管する。

(6) 防災安全部

ア 災害対策課 (危機管理課を改称)

(7) 市民自治部

ア 市民自治推進課

公民館の廃止に伴い、生涯学習部生涯学習総務課から公民館の施設管理等に関する業務を移管する。

イ 市民センター

生涯学習部から公民館業務を市民自治部に移管する。

ウ 市民相談情報課

総務部行革内部統制推進室から行政不服審査会の庶務に関する業務を移管する。

(8) 生涯学習部

ア 生涯学習総務課

公民館の廃止に伴い、市民自治部市民自治推進課に公民館の施設管理等に関する業務を移管する。

イ 藤沢公民館 (廃止及び移管)

市民自治部に移管し、藤沢市民センターに改称する。

ウ 村岡公民館 (廃止及び移管)

市民自治部に移管し、村岡市民センターに改称する。

エ 併設 1 1 公民館 (廃止及び移管)

市民自治部に移管し、各地区の市民センターに統合する。

(9) 福祉部

ア 福祉総務課

地域共生社会推進室から地域福祉計画の策定及び進行管理に関する業務を移管する。また、災害見舞金等の支給に関する業務及び保護司会の活動その他の更生保護に資する活動に対する協力業務等を地域福祉推進課に移管する。

イ 地域福祉推進課（新設）

地域共生社会推進室を廃止し、地域福祉推進課に再編し、地域福祉の取組を推進する。また、福祉総務課から災害見舞金等の支給に関する業務及び保護司会の活動その他の更生保護に資する活動に対する協力業務等を移管するとともに、地域福祉計画の策定及び進行管理に関する業務を福祉総務課に移管する。

(10) 健康医療部

ア 健康づくり課

母子保健業務を子ども青少年部親子すこやか課に移管する。

(11) 子ども青少年部

ア 子ども総務課（子育て企画課を改称）

子育て支援業務を親子すこやか課に移管する。

イ こども家庭センター（子ども家庭課を改称）

ウ 親子すこやか課（新設）

健康医療部健康づくり課から母子保健業務及び子育て企画課から子育て支援業務を移管する。

(12) 環境部

ア ゼロカーボン推進課（新設）

環境総務課からゼロカーボン推進業務を移管する。

イ 環境施設課（新設）

北部環境事業所の廃棄物処理施設の計画・工事業務を移管する。合わせて北部環境事業所及び石名坂環境事業所を環境施設課に位置付ける。

(13) 計画建築部

ア 建設総務課

DX・GIS推進担当を新設する。用地取得及び補償に関する業務を住まい暮らし政策課に移管する。

イ 建築指導課

耐震改修に係る業務及び住居表示等に係る業務を住まい暮らし政策課に移管する。

ウ 住まい暮らし政策課（住宅政策課を改称）

建設総務課から用地取得及び補償に関する業務を移管する。また、建築指導課から耐震改修に係る業務及び住居表示等に係る業務を移管するとともに、「所有者不明土地」等に関する業務を新たに住まい暮らし政策課の業務として位置づける。

（14）都市整備部

ア 都市整備課長後地区整備事務所（廃止及び移管）

道路事業に係る業務を道路下水道部道路整備課に移管する。それ以外の業務を都市整備課に移管する。

（15）道路下水道部（新設）

道路河川部及び下水道部を統合し、道路下水道部を新設する。

ア 道路下水道総務課（道路河川総務課を改称）

イ 河川水路課

下水道総務課から雨水貯留施設等の設置指導業務を移管する。

ウ 道路整備課

都市整備部都市整備課長後地区整備事務所から道路事業に係る業務を移管する。

エ 下水道計画業務課（下水道総務課を改称）

雨水貯留施設等の設置指導業務を河川水路課に移管する。

（16）市民病院

ア 診療部

（ア）内視鏡センター（内視鏡室を改称）

（イ）緩和ケアセンター

診療各科から組織を独立させ、実効性のある取組を推進する。

（ウ）化学療法センター（外来化学療法室を改称）

診療各科から組織を独立させ、実効性のある取組を推進する。

イ 病院総務課

西館再整備事業の推進に向け、再整備担当を新設する。

（17）消防局

ア 警防課

増大、高度化する通信指令業務においてより迅速な意思決定を図るため、情報指令センターを設置する。

3 関係する条例の整備

前項に記載した組織改正の内容を踏まえ、各部等の名称及び所掌事務の変更等、所要の改正及び廃止をする必要があることから、条例の整備を行います。

- ア 藤沢市事務分掌条例の一部改正
- イ 藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正
- ウ 藤沢市職員定数条例の一部改正
- エ 藤沢市議会事務局設置条例の全部改正
- オ 藤沢市議会基本条例の一部改正
- カ 藤沢市議会委員会条例の一部改正
- キ 藤沢市市民センター条例の一部改正
- ク 藤沢市公民館条例の廃止
- ケ 藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正
- コ 藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設条例の一部改正
- サ 藤沢市議会の議決に付すべき重要な公の施設に関する条例の一部改正

以 上

(事務担当 総務部行政総務課)